

豊頃町次世代育成支援金制度について

次代を担う児童の健全育成と子育て世代の定住促進を図るため、子育て世帯に対し次のとおり「次世代育成支援金」を支給する制度です。

対象児	出産祝金			健全育成支援金	保育所通所支援金
	第1子	第2子	第3子以降	満1歳から満6歳までの誕生日を迎えた児童	町内の保育所に通所（一時保育を除く）している児童
金額	100,000円 (うち商工会商品券50,000円)	200,000円 (うち商工会商品券100,000円)	300,000円 (うち商工会商品券150,000円)	100,000円 (うち商工会商品券50,000円)	月額5,000円分の商工会商品券
支給時期	出産日から60日後			4月と10月の2期（それぞれ前月の6か月間の誕生日を迎えた分）	4月と10月の2期（それぞれ前月までの半年間の通所分）
申請方法	出生届提出時に福祉係に申請してください。			対象児童を養育している世帯に申請書を送付します。	
支給対象	支給時期の属する月の前月の末日において本町の住民基本台帳に6か月以上記録され、現に居住する方で、対象者本人若しくは配偶者が出産し、または満6歳までの児童を養育している方。				

【支給の制限】

- 次のいずれかに該当する場合は、支援金の支給はできません。
- ① 申請者および申請者と生計を同一にする方が、町税、町使用料等を滞納しているとき
 - ② 申請者が対象児を養育しなくなったとき
 - ③ 申請者および対象児が町内に居住しなくなったとき
 - ④ その他町長が支給することが適当でないとき



新型コロナウイルス PCR検査費用を助成します

新型コロナウイルス感染症拡大防止と重症化を心配される方々の安心・安全の確保のため、PCR検査費用の一部を助成します。

【検査費用】
自己負担額 1000円

※窓口で全額（豊頃医院の場合、2万5500円）を支払った後、後日申請により指定の口座へ自己負担額を差し引いた額を払い戻しします。

【対象者】

▽豊頃町民でPCR検査を希望される方
※助成回数は1人1回限りです。

豊寿大学一般教養を見学しませんか？

豊寿大学では、一般教養として年に4回、様々な講座を開講し学びを深めています。どなたでも無料で参加ができますので、興味のある講座や聞いてみたい講話などがありましたら、気軽にぜひご参加ください。

【講座内容】

5月16日（月）講師▽金田英男氏

「幕末最後の蘭方医 関寛斎」

6月13日（月）講師▽西垣良克

「マジック講演」

問合せ先

役場福祉課健康係
☎574・2214

※発熱等症状がある方は、医療保険の対象となるため本助成の対象外です。
【検査を受けられる医療機関】
▽豊頃町立豊頃医院

※その他かかりつけの医療機関等で実施できる場合もありますので、各医療機関にお問合せください。

【助成方法】

検査実施後、役場福祉課に備え付けの申請書に記入のうえ、検査費用の領収書、検査結果報告書、振込先通帳のコピーを添付して申請してください。

問合せ先

教育課社会教育係
☎579・5801

7月11日（月）講師▽宮谷恵美子氏
「きのこの見分け方」
9月12日（月）講師▽井上伸久氏
「美術の楽しみ方」

開催時間▽10時～12時

場 所▽える夢館はるにれホール

※豊寿大学では、随時学生の募集・クラブ活動の見学を行っています。興味のある方は、いつでもお問い合わせください。

▽豊頃町次世代育成支援金制度について
広報とよころ

議会だより

役場だより

問合せ先

役場福祉課福祉係
子育て支援所

☎574・2214
☎574・3931

特定空家解体撤去補助金を活用ください

特定空家解体撤去補助金を活用ください

◆特定空家解体撤去補助金について

市街地に所在する防災上危険な空き家で対象要件を満たす場合、解体撤去費用の一部を補助する制度です。
補助金額▽解体撤去費用の2分の1（限度額・町内事業者利用50万円、町外事業者利用25万円）

町へ寄附することもできます

- ◆特定空家等寄附受付について（要件）
- 1 土地・建物を含わせて、同時に寄附することができると
 - 2 当該土地・建物を寄附することにより、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することが認められること
 - 3 所有者等の過去3年の住民税所得割が非課税であること
- 詳しくは、役場住民課までお問合せください。

問合せ先

役場住民課生活環境係
☎574・2213

自動車税種別割の納期限は5月31日です

自動車税種別割の納期限は5月31日（火）です。納期内に納めましょう。

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税されます。納付通知書が5月6日（金）から発送されます。

次のようなときは、手続が必要です。

① 住所が変わったとき

▼札幌道税事務所自動車税部および運輸支局で変更手続きをお願いします。

問合せ先

十勝総合振興局納税課
☎0155・27・8533

② 自動車を売却したとき

▼運輸支局で移転登録をお願いします。

③ 自動車を廃車したとき

▼運輸支局で抹消登録をお願いします

各種登録手続きについては、北海道運輸局ホームページ（<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/>）をご覧ください。

自動車税種別割の納税についてのご相談は、十勝総合振興局まで。

広報とよころ
▽PCR検査費用を助成します。ほか

議会だより

役場だより